

## 平成 20 年度における政策評価の取組(トピック)

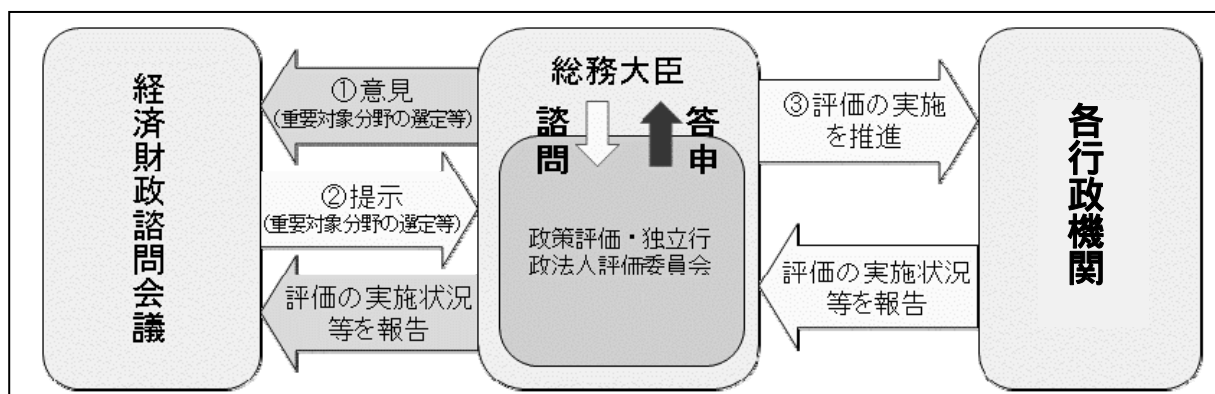


# 1 政策評価の重要対象分野 - 経済財政諮問会議と総務省・各行政機関の政策評価に関する連携の強化 -

## (1) 政策評価の重要対象分野に関する取組の経緯

「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）において、経済財政諮問会議と総務省・各行政機関の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映するため、①総務大臣は、各行政機関の評価の実施状況に関する政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえ、毎年末、経済財政諮問会議に、重要対象分野の選定等について意見を述べること、②経済財政諮問会議は、政策評価の重要対象分野等を提示すること、③総務大臣は当該提示を踏まえた評価の実施を推進することとしている。

図 4 政策評価の重要対象分野の実施に関する流れ



## (2) 平成 19 年度及び 20 年度の重要対象分野

平成 19 年度の重要対象分野としては、①少子化社会対策関連施策、②若年者雇用対策及び③農地政策が経済財政諮問会議から提示され、①及び②について関係行政機関において評価を行い、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議及び答申を経て、平成 20 年 11 月 28 日、総務大臣から経済財政諮問会議へ評価結果について、上記答申において明らかにされた諸課題とともに報告された。今後は、答申における指摘事項が関係行政機関の評価に適切に反映されるよう、総務省において適切にフォローアップを行うこととしている。

(注) 農地政策については、新たな施策に係る所要の措置が講じられた後に適切なタイミングで評価を実施。

平成 20 年度の重要対象分野としては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議及び答申を経て、①地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険、及び②医師確保対策が経済財政諮問会議から提示され、関係行政機関は評価を実施し、総務省はその実施を推進することとしている。

地震対策及び医師確保対策に係る評価のねらいは、以下のとおりである。

### ① 地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険

被災者の生活再建を円滑に行うとともに、地震被害と社会全体のコストを軽減する観点から家庭や企業において建築物の耐震化及び地震保険の普及が進まない要因を明らかにすることにより、その普及に資する。

## ② 医師確保対策

地域間・診療科間の医師偏在の是正を見据えた適正な医師数を確保する観点から、医師養成数の調整、地域間・診療科間の医師の偏在を是正する施策の検証等を行うことにより、今後の医師確保対策の在り方の検討に資する。

表ア 平成 19 年度及び 20 年度の重要対象分野等

年度	重要対象分野	経緯
平成 19	1 少子化社会対策に関連する、 ① 育児休業制度（厚生労働省） 課題：継続就業を希望しながら退職を余議なくされている女性数全体とその充足状況の把握が不十分等 ② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組（厚生労働省、内閣府） 課題：長時間労働の抑制に向けて、助成金以外の広範に及ぶような別途の政策手段の検討が不十分等 ③ 子育て支援サービス（厚生労働省、文部科学省） 課題：各種保育サービスの未実施地域を含めた潜在的なニーズ及びその充足状況の把握が不十分等 2 若年者雇用対策（厚生労働省、文部科学省、経済産業省） 課題：より多くのフリーターの職場定着を促進する効果的な施策の見極めが不十分等 3 農地政策（農林水産省）（注）	19 年 11 月 経済財政諮問会議から提示  20 年 11 月 ・ 政策評価・独立行政法人評価委員会から総務大臣に答申 ・ 総務大臣から経済財政諮問会議へ評価結果等を報告
20	1 地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険（国土交通省、財務省） 2 医師確保対策（厚生労働省、文部科学省）	20 年 11 月 ・ 政策評価・独立行政法人評価委員会から総務大臣に答申 ・ 経済財政諮問会議から提示 21 年度以降評価を実施

（注）農地政策については、新たな施策に係る所要の措置が講じられた後に適切なタイミングで評価を実施。

## 2 規制の事前評価

### (1) 規制の事前評価の実施状況

平成 19 年 10 月から行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）（以下「施行令」という。）により実施が義務付けられた規制の事前評価については、各行政機関において、施行令、基本方針、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）等に基づき、取り組んでいる。

平成 20 年度に公表された規制の事前評価に係る評価の総実施件数は、表イのとおり、12 機関で 157 件となっている。

表イ 規制の事前評価に係る評価の実施件数（平成 20 年度）

（単位：件）

行政機関名	実施件数（昨年度の実施件数）
内閣府	2（0）
公正取引委員会	1（3）
国家公安委員会・警察庁	14（6）
金融庁	23（11）
総務省	5（9）
法務省	1（0）
文部科学省	3（11）
厚生労働省	25（21）
農林水産省	4（5）
経済産業省	17（15）
国土交通省	44（29）
環境省	18（6）
合計（12 機関）	157（116）

- （注） 1 一つの評価書において、複数の評価が行われている場合、当該評価の数を評価実施件数として計上した。
- 2 「昨年度の実施件数」は、規制の事前評価の義務付けが開始された平成 19 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 31 日までの間に公表されたものを計上した。

## （2）規制の事前評価に関する今後の課題

総務省及び各行政機関においては、評価の質の向上に向けて取り組んでいる。

平成 21 年 3 月 31 日に総務省が公表した政策評価の点検結果において、規制の事前評価に関する今後の課題として、表ウのとおり、費用及び便益を可能な限り定量化又は金銭価値化して算定し、両者の関係について可能な限り定量的な手法を用いて分析すること等を挙げている。

表ウ 規制の事前評価に関する今後の課題（政策評価の点検結果から）

政策評価の点検結果— 評価の実効性の向上に向けて —（抜粋）
平成 21 年 3 月総務省行政評価局
（3）今後の課題
① 規制の目的、内容及び必要性の説明に関し、規制緩和の場合においては、緩和後の規制の必要性を説明することが必要である。
② 分析の対象とする期間として個別の事例に応じた適切な期間を明示的に示していく必要がある。
③ 客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して算定した上で、両者の関係について可能な限り定量的な手法を用いて分析することが望まれる。
④ 費用要素について、（ア）遵守費用、（イ）行政費用及び（ウ）その他の社会的費用の各区分を明示して分析を行っていくことが必要である。また、その際、費用を負担する主体を示すことが必要である。
⑤ 想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、比較考量を行っていくことが必要である。また、代替案が想定されない場合には、その旨を説明することが必要である。当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことが望まれる。
⑥ 規制の事前評価に係るレビューを適切に実施していくことが必要である。また、レビューを行う時期又は条件の特定に加えて、レビューの方法を明示していくことが望まれる。さらに、法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについて「規制改革推進のための 3 か年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）等累次の閣議決定の趣旨を踏まえて盛り込まれた一定期間経過後見直しを行う旨の条項（見直し条項）に基づき当該規制の見直しを行う場合には、ガイドラインに基づくレビューを活用することが望まれる。

⑦ 不確実性が伴う場合には、推計値の不確実性の程度についての説明を行っていく必要がある。定量化又は金銭価値化による分析を行うためのデータの入手が難しく、データの一部を把握できていない場合でも、一定の前提条件を置いて定量化するなどして、これを説明していくことが望まれる。

### 3 公共事業等における休止又は中止事業件数、総事業費等

#### (1) 平成 20 年度の休止等事業数、総事業費等

法第 7 条第 2 項においては、事業採択後、5 年経過しても着工していない（未着手）、又は 10 年経過しても完了していない（未了）公共事業や政府開発援助等を対象に再評価を行うことが義務付けられている。

平成 20 年度に行われた再評価のうち、これらの結果を踏まえ、休止又は中止することとされた事業は、表エのとおり、4 省で計 22 事業、総事業費等ベースで計 2,816.1 億円となっている。なお、昨年度は、13 事業、628.6 億円であった。

（注）「休止」は当面事業を凍結するもの（事業再開の余地があるもの）、また、「中止」は事業そのものを止めるものとして整理している。

表エ 平成 20 年度に行われた再評価の結果、休止又は中止とされた事業（単位：億円）

事業名	個別事業名等（都道府県）	分類	総事業費等
<b>厚生労働省 3 事業（721.5 億円）</b>			
水道水源開発施設整備事業	県中地域水道用水供給企業団（福島県）	中止	70.7
	東総広域水道企業団（千葉県）	中止	7.6
水道水源開発施設整備事業 特定広域化施設整備費	南房総広域水道企業団（千葉県）	中止	643.2
<b>農林水産省 4 事業（37.4 億円）</b>			
畑地帯総合整備事業	涸沼南台（茨城県）	中止	8.2
農村環境保全対策事業	富岡東部（徳島県）	中止	4.8
地域水産物供給基盤整備事業	伊根北部地区（京都府）	中止	11.9
広域漁港整備事業	引田地区（香川県）	中止	12.5
<b>経済産業省 3 事業（335.5 億円）</b>			
工業用水道事業	双葉地方工業用水道事業（福島県）	休止	139.1
	第二北上中部工業用水道事業（岩手県）	中止	87.7
	日野川流域水資源総合開発事業（福井県） （関連工業用水道事業：日野川地区工業用水道事業）	中止	108.7 (注 1)
<b>国土交通省 12 事業（1,721.7 億円）</b>			
ダム事業	猪名川総合開発事業（大阪府）	中止	500
	芹谷ダム建設事業（滋賀県）	中止	398
海岸事業	鳴門海岸侵食対策事業（徳島県）	中止	35
	見能林海岸侵食対策事業（徳島県）	中止	13
道路事業	一般国道 11 号 丹原道路（愛媛県）	中止	149

事業名	個別事業名等（都道府県）	分類	総事業費等
道路事業	一般国道 380 号 小田バイパス(愛媛県)	中止	89
港湾整備事業	高知港横浜地区 海域環境創造・自然再生等事業(高知県)	中止	1.7
土地区画整理事業	栗東新都心土地区画整理事業(滋賀県)	中止	273
	打馬・王子・下祓川土地区画整理事業(鹿児島県)	中止	87
	中心市街地土地区画整理事業(沖縄県)	中止	170
都市再生推進事業	栗東新都心土地区画整理事業(滋賀県)	中止	273 (注 2)
住宅市街地基盤整備事業	船明西線（静岡県）	中止	6
合計	22 事業	—	2,816.1

(注) 1 日野川流域水資源総合開発事業(福井県)の総事業費 1,511.99 億円のうち、中止するのは日野川地区工業用水道事業に係る事業費 108.7 億円である。

2 栗東新都心土地区画整理事業は、土地区画整理事業で記載しているものと同じ事業であるため、合計には加算していない。

## (2) 法施行後における休止等事業数、総事業費等

法が施行された平成 14 年度から 20 年度までの 7 年間で休止又は中止することとされた公共事業等は、表オのとおり、計 227 事業、総事業費等の累計は約 3.9 兆円に上っている。

表オ 法施行後の公共事業等の休止又は中止件数、総事業費等

(単位 上段：億円、下段：事業数)

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成 14	—	—	約 338 (8)	—	約 11,353 (37)	約 11,691 (45)
15	約 505 (4)	約 194 (2)	約 14 (1)	約 1,217 (3)	約 6,940 (43)	約 8,870 (53)
16	約 481 (3)	約 68 (1)	約 17 (3)	約 1,430 (2)	約 1,330 (16)	約 3,326 (25)
17	—	約 1,540 (5)	約 238 (13)	約 435 (1)	約 6,188 (22)	約 8,401 (41)
18	—	約 1,398 (8)	約 56 (3)	約 685 (4)	約 919 (13)	約 3,058 (28)
19	約 60 (1)	約 186 (3)	約 59 (4)	—	約 324 (5)	約 629 (13)
20	—	約 722 (3)	約 37 (4)	約 335 (3)	約 1,722 (12)	約 2,816 (22)
合計	約 1,046 (8)	約 4,108 (22)	約 759 (36)	約 4,102 (13)	約 28,776 (148)	約 38,791 (227)

## 4 行政支出総点検会議の指摘（政策評価関係）に関する対応

### (1) 行政支出総点検会議の指摘

不適切な支出を是正し、行政全般に対する国民の信頼回復を図ることが最重要の課題であるとの認識の下、国民の目線で無駄の根絶に向けた指摘を行うため、内閣官房長官の下に「行政支出総点検会議」が開催され、「指摘事項 ～ムダ・ゼロ政府を目指して～」(以下「指摘事項」という。)が平成20年12月1日に取りまとめられた。この中で、各行政機関における自律的な無駄の削減のための取組が求められているところであり、「政策評価が無駄の削減に一層資するよう、その取組みを強化すべきである」等と指摘されている。

表力 行政支出総点検会議の指摘（政策評価関係部分）

<p>指摘事項 ～ムダ・ゼロ政府を目指して～（抜粋）</p> <p style="text-align: right;">平成20年12月1日 行政支出総点検会議</p>
<p>6. 各府省における自律的な取組体制の確立</p> <p>(3) 各府省における担当プロジェクトチームの設置等の具体的な取組内容</p> <p>⑥ 有識者による取組状況のチェック</p> <p><u>各府省は、目標の設定や予算の執行状況の調査・把握等の担当プロジェクトチーム等の無駄の削減のための取組みについて、既存の政策評価に関する会議を活用して、外部の有識者からの意見を聴き、指摘を受ける機会を設けるべきである。</u></p> <p><u>また、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に対して、各府省の政策評価に係る取組みを報告し、意見聴取等を行うべきである。</u></p> <p>(4) その他</p> <p>各府省の取組みや執行状況をチェックする既存の仕組みについて、その機能を充実強化していくことも、予算執行の適正化の観点から重要である。こうしたチェックの仕組みとして、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 財務省は、予算編成過程を通じ、各府省が提出する執行状況を踏まえた査定等を実施するとともに、現在実施している予算執行調査を強化し、各府省と連携・協力しつつ、無駄の削減に向けた取組みを行う必要がある。</li><li>・ <u>各府省は、自ら所管する政策について、必要性、有効性、効率性等の観点から政策評価を行い、その結果を政策の企画立案や実施に役立てており、政策評価が無駄の削減に一層資するよう、その取組みを強化すべきである。</u></li><li>・ <u>総務省は、政策評価が無駄の削減に一層資するようその取組みを強化するなど、政策評価、行政評価・監視の充実・強化に向けて取り組むべきである。</u></li></ul>

(注) 下線は総務省が付したもの。

### (2) 行政支出総点検会議の指摘に関する政策評価に関する取組

政策評価は、その実施を通じて無駄の削減に寄与する側面があると考えられ、指摘事項を受け、各行政機関及び総務省は、既存の政策評価の取組を充実強化していくこととしている。また、指摘事項において、「総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会に対して、各府省の政策評価に係る取組みを報告し、意見聴取等を行うべきである」とされていることを受け、平成22年度予算要求後の段階で、政府の全体の状況を取りまとめた上で報告等を行い、その内容については、対外的にも明らかにする予定としている。



## 5 各行政機関における新たな取組

各行政機関は、法、基本方針、基本計画等に基づき、政策評価について着実に取り組んでいるところであるが、表キのとおり、より一層効率的に進めるなどの観点から、新たな取組を行っている例がみられる。

表キ 新たな取組の例

事例の区分	取組の内容
義務付けの対象外の新たな分野に関する評価に取り組んだ例	<p><b>【税制に関する事前評価】</b>            実施計画において、平成 21 年度に新設等を予定している税制改正、財政投融资の対象事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるものについて事前評価を行うことを明記し、税制に関する評価を行った。〔文部科学省〕            （平成 20 年度評価対象政策：「家庭の教育費負担の軽減（特定扶養控除の拡充等）」、「大学等への寄附に係る税制」、「文化財の修理に係る税制」）</p> <p><b>【公害紛争処理に係る事前評価】</b>            公害紛争処理の現状と課題を明らかにし、利便性を高めるための予算要求へのプロセスをより明確化させるため、必要性・有効性・効率性の観点から、新たに事前評価を実施した。〔公害等調整委員会〕            （平成 20 年度評価対象政策：「身近で効率的な公害紛争処理」）</p>
採用する評価方式について、方針の転換を行った例	<p><b>【評価方式の見直し】</b>            過去 5 年間（平成 14 年度から 18 年度）の政策評価の取組について検証を実施（平成 19 年 7 月）。これまで主要な政策について、毎年度、実績評価方式による評価を網羅的に実施していたが、指標設定が困難なものがあること、複数年度単位の方がよりよい評価ができるものがある（例：国家公務員の人事管理の推進等）という分析を基に方針を転換し、政策の特性等に応じて、定期的な総合評価方式による評価を推進することとした。〔総務省〕</p> <p><b>【評価方式の見直し】</b>            数値目標の設定が困難な政策（例：人権啓発活動の推進等）について、無理に数値目標を掲げることにより評価そのものへの悪影響が予想されることから、数値目標を立ててその達成度を測ることだけではなく、定性的な目標も許容し、多角的に捉えて評価をする方がより適切にその後の政策検討につながりやすいという判断から、従来、実績評価方式で行っていた政策の一部について、総合評価方式を採用することとした。〔法務省〕</p>
政策評価の結果等の情報を分かりやすく提供するため、評価書における記載等を明確化した例	<p><b>【目標の達成度合いを明確化】</b>            目標の達成状況を明確にするため、実績評価書及び事業評価書（事後）において目標達成率（実績値／達成水準）を記載することとし、目標の達成状況が明確に分かるようにした。また、成果重視事業の評価書においては、目標の達成度合いを 4 段階に分類し、より分かりやすく明示することとした。〔厚生労働省〕</p> <p><b>【評価結果の反映の明確化】</b>            政策評価と予算要求等との関連をより明確にするため、予算要求等への反映の方向性について、予算の項目と一致する施策目標ごとに、「引き続き推進」、「評価対象政策の改善・見直し」等の定型的文言により新たに表示することとした。〔文部科学省〕</p>

<p>目標に関して達成すべき水準の数値化を向上させた例</p>	<p><b>【達成すべき目標の数値化】</b></p> <p>実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定してその達成度合いについて評価する方式であることを踏まえ、目標に関し達成しようとする水準の数値化をできる限り進め、数値化になじむものについては数値化されている評価の割合を大幅に向上させた。〔国家公安委員会・警察庁〕</p> <p>（目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている割合 平成19年度：39.3%→20年度：74.1%）</p>
---------------------------------	--